

文書番号	本部-33
版	4
発効日	2024/4/1

居宅介護支援事業所 ケアメイト 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団六心会が開設する指定居宅介護支援事業所ケアメイト（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう。公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 六心会 指定居宅介護支援事業所 ケアメイト
- (2) 所在地 兵庫県宝塚市山本丸橋2丁目22-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 主任介護支援専門員

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

※但し不足の事態により主任介護支援専門員が管理者を出来なくなった理由と今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合 この場合管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予する

- (2) 介護支援専門員 1人以上

指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後17時45分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 使用する課題分析票の種類 厚労省から示されている『課題分析標準項目』に基づいたものを使用
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
 ※但し利用者の同意を得て、サービス担当者会議等において
 - ①利用者の状態が安定している事②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来る事（家族のサポートがある場合を含む）③テレビ電話装置を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業者との連絡により、情報を収集する事
 - ①②③により少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問
- (5) モニタリングの結果記録 月1回

- 2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収とする。
 - (1) 通常の事業の実施地域から5km以上から10km未満 530円
 - (2) 通常の事業の実施地域から10km以上 600円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宝塚市、伊丹市、川西市 とする。

(苦情処理)

- 第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

- 第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(従業者の質的向上の確保)

- 第11条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(高齢者虐待防止措置)

- 第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置を講じる
- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的に開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図る事
- (2) 虐待防止の為の指針を整理する事
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する事
- (4) 上記処置を適切に実施するための担当者を置く事
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

- 第13条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

- 第14条 事業所は、その提供する事業の質の評価を行ない、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 会計においては、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。
- 2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団六心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症や災害への対応力の強化)

第16条

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供出来る体制に努めます

※但し、大規模な地震や火災時・感染症の発生などの非常事態により利用者や事業所の職員、その他関係者の安全を確保できないと事業所において判断した時は、事業所の運営を一時的に停止する場合があります。

- ①業務継続に向けたマニュアルの設置
- ②研修の実施
- ③訓練（シュミレーション）の実施
- ④地域との連携、協力等

(ハラスメント対策の強化)

第17条

事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から職場において介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための対策を取っています

- ① パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの防止
- ② カスタマーハラスメントの防止

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。